

福祉民生常任委員会会議録

平成24年5月16日

北見市議会

午後 1時34分 開 議

○（桜田委員長） ただいまから福祉民生常任委員会を開会いたします。

事務局より諸般の報告をいたさせます。

○（辻局長） ご報告を申し上げます。

ただいまの出席委員数は8名、全員出席であります。

以上であります。

○（桜田委員長） 暫時休憩いたします。

午後 1時35分 休 憩

午後 1時35分 再 開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、市民環境部からの報告を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（皆川部長） それでは、市民環境部から合同納骨塚の整備につきましてご報告をさせていただきます。

昨今、少子・高齢化、親族間のつながりの希薄化などを背景といたしまして、親類縁者間で承継者がいないなどの事情により個々にお骨を管理することが困難となった市民から、そうしたお骨を納骨する施設に関する要望などが寄せられており、こうした市民要望に対応すべく、今年度北見ケ丘霊園整備事業の一部として合同納骨塚の整備につきましてご承認をいただいたところでございます。

事業の進捗、整備の内容などにつきまして担当課長より改めましてご説明をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○（松崎課長） それでは、合同納骨塚の整備につきまして委員会資料に基づきご説明させていただきます。

資料1ページをごらんいただきたいと思います。初めに、（１）、整備目的についてであります、少子・高齢化などさまざまな事情から個々にお骨を

管理することが困難となった市民から、そうしたお骨を納骨する施設についての要望や問い合わせが昨今市に寄せられているようになっております。市では、今後こうした施設の必要性が増してくることが予測されますことから、他市の事例を参考に合葬式の納骨施設として合同納骨塚を整備したいと考えております。

次に、（２）、整備予定場所についてですが、２ページの図面に記載のように、北見ケ丘霊園内の管理棟から少し奥まったところを予定しております。

次に、（３）、施設概要等につきましては、図面のイメージ図のように、地上部分の石碑とお骨の投入口及び地下部分の納骨室から成る構造を予定しております。想定している納骨数は、50年間の利用数、また他市からの改葬数、特殊な事例等から推計いたしまして約2,000体を想定したいと考えております。

整備事業費につきましては、今年度当初の北見ケ丘霊園整備事業費のうち280万円を見込んでおりますが、想定する納骨数や納骨する際の機能性、安全性をより向上させる観点から工事費の上乗せなど、必要な事業費を優先的に確保したいと考えております。

なお、先般合同納骨塚の整備のためにとの趣旨で100万円の寄附を受けておりますことから、寄附者の意向を尊重し有効に活用させていただきたいと考えております。

次に、（４）、使用料につきましては、整備費、維持管理費、耐用年数等を勘案し、焼骨1体当たりの使用料を条例により設定してまいりたいと考えております。具体的な額につきましては、他市の事例なども参考にしながら、今後整備事業費等に基づき設定したいと考えております。

なお、合同納骨塚を使用できる対象者は、基本的に北見市民または市の墓地、霊園の利用者を想定しておりますが、お骨については身元の明らかな焼骨であることを条件と考えております。詳細につきましては、今後条例制定に向けまして詰めてまいりた

いと考えております。

次に、(5)、整備工事等の予定案につきましては、7月をめどに工事を発注し、9月には使用料設定に関する条例改正案を議会に提案させていただきたいと考えております。10月中の工事完成を待って、その後市民への周知期間を設け、施設の供用開始につきましては平成25年4月からを予定したいと考えております。

以上でございます。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(熊谷委員) 今課長の説明の中の最後のほうで、例えば北見市民であることだとか、霊園というか、お墓を使用していることだとかという話がありましたけれども、基本的には1番の中に書いてあるお墓の承継者がいないなどの事情からお骨を管理することが困難な市民というか、ここらあたりで先ほど言ったような中身は少し話されましたが、あと具体的にどういう条件を想定されているのかということについてまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、使用料の関係ですけれども、これはそこに書いてあるとおりに最終的に9月に条例改正案が示されるということなのですが、そういうことで今幾らという話にはならないと思うのですけれども、どういう積算根拠で大体どれぐらいの額を想定しているのかということについてお聞かせいただければと思います。

○(鎌水委員) 想定のお骨数2,000体ということになっているのですけれども、これはどんな形状のものを想定しているのか、箱に入った骨ではないのかあるのか、その辺を聞かせてください。

○(松崎課長) 合同納骨塚を利用していただける方のいわゆる条件につきましては、先ほどもご説明させていただきましたけれども、例えば少子・高齢化、核家族化、そういったようなさまざまな事情からご自身でお骨を管理していくことが困難になった、またお墓そのものも継承していくことが困難になっ

たという事情でお骨の扱いについて困っておられる北見市民が基本的な条件と考えております。それにつけ加えまして、現在北見市内の霊園、あるいは墓地を使用されている方、またそのような条件のもとに基本的に焼骨の身元がはっきりしているお骨を対象として市としてこの合同納骨塚で受け入れをさせていただきたいと考えております。

また、使用料等の設定の考え方につきましては、基本的に建設工事に係る事業費、年間の維持管理費、施設の修繕等の経費を一応50年間の考え方で積算しまして、それを2,000体という想定納骨数で割り返した額を基本に今後条例制定に向けてお示しさせていただきたいと考えております。

続きまして、鎌水委員からご質問のありました受け入れるお骨の形態といいますか、受け入れ方なのですけれども、これにつきましては、通常のお墓ですと骨つぼに入っているお骨を納骨室におさめることになると思いますけれども、この合同納骨塚につきましてもそういう形でお骨を地下の納骨するピットに入れていただくと、骨箱に入れておさめるということではなくて、お骨そのものを入れていただくという考え方でおります。

以上でございます。

○(鎌水委員) 使用料のことですけれども、そうすると使用料は1回限り負担すればいいということですね。

○(松崎課長) 使用料につきましては、最初に使用いただくときに1回に限り納めていただくという考え方でおります。

以上でございます。

○(熊谷委員) 先ほどの質問で確認したかったのは、要するにお骨を管理することが困難な市民ということであれば、ただ市民が自分で困難だと判断して申請すればそのまま通るものなのか、改めていろいろな条件を確認というか、確認するか調査するのかわからないけれども、そういうことをやるのかということについて聞きたかったのと、それからもう

一つはお墓などを今使用していることが一つの条件になっているような先ほどの話だったのだけれども、例えば新たに亡くなった方のお骨なども当然認めてもらえるのですね。そこを確認。

○（松崎課長） 利用していただくときにどういう確認をするのかということなのですが、その困っているという事情につきましては市で使用の申請をしていただくときに一応聞き取りはさせていただきたいと思います。その上で北見市民であり、お骨の身元が明らかである、あるいは現在どこか北見市内の墓地を利用されている方だとか、そういう条件をいろいろ総合的に確認させていただいた上で利用していただけるかどうかを判断させていただきたいと思っておりますし、必ずしも現在どこかのお墓を使用している利用者に限定しているものではなく、新たにお亡くなりになった方で、そのお骨を管理することが難しいというご事情の方につきましても利用していただくという考え方でおります。

以上でございます。

○（桜田委員長） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○（桜田委員長） なければ、以上で市民環境部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

○（桜田委員長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部からの報告3件を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○（藤田部長） 私から、保健福祉部所管の本日の報告事項3件の概要について補足説明をさせていただきたいと思います。

初めに、ことし札幌市において知的障がいのある方とのお姉さんが孤立した状況で亡くなるという

痛ましいことが起きました。このことを受け、北見市の中で知的障がいのある方のうち行政や地域との接点が希薄な方に対して生活実態の調査を実施させていただいたところですが、その結果についてご報告をさせていただきたいと思います。

次に、認知症などで行方不明になり警察署に捜索届け出を出された方で、SOSネットワーク利用の同意が得られた方の平成23年度の実績についてご報告をさせていただきたいと思います。

次に、ことし4月から児童手当法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、子ども手当が児童手当に名称変更となりましたこととあわせて、改正の主な内容についてご報告をさせていただきたいと思います。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当の課長及び主幹から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○（大栄課長） 私から知的障がい者の生活実態調査の結果についてご説明させていただきますが、その前に資料の訂正をお願いいたします。申しわけございません。資料1ページ、2番目の調査の対象、知的障がい者（療養手帳所持者）と書いてあるうち、療養ではなく療育に訂正させていただきたいと思っておりますので、申しわけございません、よろしくお願いたします。

それでは、結果について委員会資料に沿ってご説明させていただきます。資料1ページ、知的障がい者の生活実態調査でございますが、本年2月9日の当委員会において調査の趣旨、対象者、方法を説明させていただきました。

3番目の調査方法ですが、市職員が2名1組で訪問し、生活上の困難なことや悩みなどについて聞き取り、本年2月20日から3月30日まで実施したものであります。

5番目の調査結果であります。調査対象者の障がい者は程度の差はあるものの経済的に緊迫した問題もなく、家族、知友人や職場での人的交流が確保

されており、いわゆる孤立している状態ではないことを確認しております。

また、引き続き継続的な見守り、安否確認等のあり方を民生委員児童委員協議会などの関係機関と連携をとりつつ協議してまいります。

私からは以上でございます。

○（長尾主幹） それでは、私から北見市におけるSOSネットワークの実績につきまして、委員会資料に基づき説明させていただきます。

委員会資料2ページをお開きください。SOSネットワークとは、認知症などによる徘徊のために行方不明になった高齢者等を速やかに捜索、保護し、その後介護の相談を受けるシステムで、このネットワークの北見市内の連絡体制として介護あつたか見守り情報の配信を行うことを平成23年3月25日に整備いたしました。流れは、ご家族から警察署に認知症などで行方不明になったとの捜索届けが出され、SOSネットワーク利用の同意が得られた場合に警察より市介護福祉課に連絡が入り、メール@きたみを活用し登録者に介護あつたか見守り情報をメール配信するものです。本年5月9日現在1,177件の登録をいただいております。

次に、2番のSOSネットワークの実績であります。が、(1)の利用状況は平成23年度警察への捜索依頼件数は66件あり、そのうちSOSネットワーク利用の同意が得られ、市へ連絡があつた件数は48件、実人数は30名で、情報配信準備中に発見された方がいたため、情報配信は41件となっております。利用の推移を見ますと、介護あつたか見守り情報を整備したことで平成23年度大幅に伸びております。また、警察へ捜索依頼はしたがSOS利用の同意を得られなかったケースにつきましては、ご家族の方が広く知られたくないなどの思いがあるとお聞きしております。

次に、(2)の平成23年度SOSネットワーク利用を同意された方の状況ですが、①の年齢を見ますと80歳以上の方が多く、②の居住地は北見市の方が

27名で、市外の方もいらっしゃいました。次に、3ページをごらんください。③、警察からの連絡時間帯は、日中に限らず、早朝、夜間にも連絡があり、④、行方不明になった場所は自宅が最も多い状況でした。⑤、発見者は地域の方々が多く、高齢者の方の様子が気になり、声をかけ保護してくださっております。メール配信を受けた方が捜索し発見していただいた例もございます。⑥、警察からの連絡は、季節による変動はなく、1年を通じてありました。

(3)、北見市居住者の介護認定状況及び支援状況は、介護認定を受けていた方につきましては担当ケアマネジャーを中心に、介護認定を受けていなかった方につきましては地域包括支援センターが相談支援を行っております。

(4)、捜索体制は、記載のとおりさまざまな方の捜索へのご協力をいただいております。

(5)、GPS機能付きの徘徊高齢者位置検索サービス利用申請は、年々伸びている状況でございます。

今後におきましても、高齢者の増加とともに認知症の方も増加してきておりますことから、認知症になっても地域で安心して暮らせるよう、認知症への正しい知識の普及啓発とともにSOSネットワークのさらなる周知を図り、地域の見守り支援の輪が広がりますように努めてまいります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○（品田課長） それでは、児童手当法の一部改正につきまして、委員会資料により説明させていただきます。

委員会資料4ページをお開きください。平成24年4月1日に児童手当法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、その主な改正内容についてご説明いたします。初めに、これまで子ども手当として支給されておりましたが、名称が児童手当に変更となります。平成24年2月分、3月分はこれまでどおり子ども手当として、平成24年4月分、5月分は児

童手当として6月に支給いたします。支給する額は表のとおりですが、従前と同様に子ども手当、児童手当、どちらの区分においてもそれぞれ月額1万5,000円、1万円と同じ支給額でございます。ただし、今改正により児童手当受給者の所得制限額が規定され、6月分以降では所得が一定額以上の場合、支給金額が5,000円に減額となります。表の一番下に参考で表示していますが、3人扶養の世帯、夫婦と子供2名で4人家族の標準的家庭としまして、夫の所得が736万円以上の場合、6月分以降、これは10月支給になりますけれども、所得制限額を超えるため5,000円に減額となります。所得736万円は、給与収入にしますと960万円となっております。

なお、子ども手当から児童手当への予算の組み替えにつきましては、6月定例市議会に補正計上する予定でございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○(桜田委員長) 説明が了しました。

質疑のある方は発言願います。

○(合田委員) まず、1ページの知的障がい者の実態調査の結果についてなのですが、この人数がすごく増加しているということですね。それで、平成22年度は1,031名だったのが平成23年度は1,151名ということで120名の増、平成18年度から見ますと平成22年度に出された資料では22%増となっていたのですが、このことによって平成23年度と平成18年度を比較すると36%増ということで、本当にすごく増加しているのだと思ったのですが、この増加の原因はどこにあると考えられるかということをお聞きしたいと思います。知的障がいなので、ある程度大きくなってからわかるだとか、そのあたりこの増加の原因がよくわからないという部分です。

あと、このSOSネットワークの実績についてなのですが、発見者が49名おりましたということなのですが、この発見される場所というのはどのような特徴があるか、もし整理されているとしたら

どのような場所なのかということをお聞きしたいのが1点目。

2点目は、亡くなられた方が平成22年度は2件、平成23年度は5件あるということなのですが、この場所というのもどういうところだったのかということがわかれば教えていただきたいと思います。

あと、3ページの(5)番目の徘徊高齢者位置検索サービス利用申請とあるのですが、このシステムはどのようなものなのかということをお聞きしたいと思います。

最後、もう一つは4ページの児童手当についてなのですが、所得制限が導入されることによって、北見市にあってその所得制限の対象となる方がいるかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○(熊谷委員) 確認なのですが、SOSネットワークについて、介護あったか見守り情報で未配信になっている7件というのは、その理由に書いてあります知られたくないなどということ家族の同意が得られないということがこの7件すべてです。すねということを確認しておきたいのです。

それから、1ページの知的障がい者の実態調査の関係、今現在ではいわゆる孤立している状態にないということが確認できたということで、これはこれでよかったと思うのですが、ただやはりそこにも程度の差はあるものとして書いてあるとおり、家族や知人や友人、それから職場などの人的交流が確保されているといっても、例えば親御さんがすごく高齢だとか、それから職場の関係でも果たしてその人がそのままその職場に継続して勤められるかどうかということを含めてだとか、今回孤立状態にないいいながらも、少し環境が変わったりすればそれに陥る可能性があるという部分をどのように把握されているのかについてお聞きしたいと思います。

○(大栄課長) 合田委員からの対象者の増加の部分なのですが、こちらでまだ分析をしておきませんので、今後分析をして増加していく理由について調

査したいと思っております。

あと、熊谷委員からの今後のことについてなのですが、当然調査後環境が変わった状況などを継続して把握するということが必要になってくるということで、今現在部内、あるいはライフライン、北見市でいうと企業局になりますが、あと民生委員児童委員協議会、障がい者の相談所も含めて協議をしながら継続的な見守りを検討しているところでございます。

以上です。

○（品田課長） 合田委員からの所得制限に該当する方はどのぐらいですかということでございます。子ども手当のときに認定申請を受けていまして、概数ですけれども、基本的には大体対象者の1%、90世帯程度かと想定してございます。

以上でございます。

○（長尾主幹） まず、合田委員からのSOSの1点目、発見される場所の特徴はというところでございますが、今台帳を見ておりますが、やはり道路上の方が一番多いという状況があります。そこで様子が変わったところで声をかけてくださるとか、寒くて違うお宅の玄関のチャイムを鳴らしていただくかという部分も聞いております。あと、寒くてコンビニに入りまして保護されたというところ、あとガソリンスタンドの方が保護してくださった例も、情報配信していて歩いていった姿がその方と似ているということで追いかけて保護してくださったというところとなっております。

2点目の死亡された方の具体的な場所ですが、警察から川だとかおうちから少し離れた場所だとかというところぐらいで、詳細については把握しておりませんが、残念な結果だと思っております。

3点目の徘徊高齢者位置検索サービスですが、これはGPS機能がついておりまして、携帯電話ではないのですが、小さい端末機をご本人がバッグに持ったとか、持てない場合は服のポケットに入れておくなどしまして、それで民間会社が位置の検索をし

てくださるシステムです。ご家族はパソコンから位置を確認できますし、パソコンを持たない方はその民間会社に位置を検索していただくということもできるものでございます。

次に、熊谷委員からのSOSの未配信の7件についてでございますが、未配信の7件は同意が得られて配信準備中に発見されたということで、同意が得られていたのですが、さあ、送ろうと思っているときにもう見つかったので配信を停止したという形になります。

以上でございます。

○（浦西委員） 今のSOSネットワークの実績について、発見者ということでは49件についてそれぞれの立場の人が発見したということで確認してはいますが、配信したことによって、それを受けた人が発見した実績というのは、49件というのが実績ということなのでしょうか。

それと、配信をしたということで発見までの所要時間というものが改善というか、早くなったのか、そういうネットワークの必要性ということで実績として評価できるだけの所要時間の短縮がなされたのか、その辺のところはどうなのでしょう。

○（長尾主幹） 浦西委員からのメール配信での発見につながっているかというところでは、実際にメール配信を受けた方が捜索に出てくださいって地域で発見していただいたということを警察から聞いております。また、担当しているケアマネジャーだとか、サービスを利用されている介護サービスの事業所の方がそのメール配信を受けて、うちのご利用者さんだということですからすぐ行きそうな場所に駆けつけて保護してくださったという例があります。

それと、2点目の発見までの時間の短縮のことです。始めはまだ1年目でございますが、時間の短縮に本当につながっているかというところではまだ十分な検証ができておりません。ただ、捜索届けを警察に出すまでにご家族が自分で捜されたり、関係者で捜して時間を要している場合があります。

すので、ぱっと捜して見つからない場合には早目に警察に届けていただいて、そこからSOSのご利用をという、まずそここのところの短縮を目指していきたいと思っております。

以上でございます。

○（合田委員） SOSネットワークの関係で、寒いということがある意味では発見につながるという、では暖かくなったらまた発見がおくれるのかという実感も得たのですけれども、この方たちが向かう場所に何か特徴はないのでしょうか。要するに全然ばらばらにどこでも行ってしまうのか、それとも自分の昔の記憶に向かって歩いているのか、その方向性に何か特徴がないのかということをもし分析できていたらお聞きしたいと思うのと、あと徘徊高齢者位置検索サービス利用申請の部分なのですけれども、小さな端末、有償なのですね、どのように市民は申請をして受け取ることができるのですか。

○（仁部委員） 実際にあった話で、これからの対応について検討していただきたいと思うので、お話ししますが、実は地域の認知症の方がお一人で生活をされていまして、たまたま元気なお年寄りタクシーでまちの中のお店に買い物に行って、連れていった方が銀行に用事があるので、お金をおろしてくる間この店で待っていてねと言って、行って5分ぐらいで戻ったところ本人がいなくなっていたと。実は私の近くの町内会にいる方で、その方も高齢なものですから、余り足が丈夫ではなくて、実は行方がわからなくなったのです、どうしたらいいかと来たものですから、来たときにはそのお店から戻ったので、まだ15分か20分ぐらいの時間しかたっていないのかと思ったのですが、後々よくよく調べてみると、私のところに連絡したのはもう2時間ぐらいたっているのです。そして、本人は元気な方なのですが、年なものですからそんなに急いで歩けなくて、それでもまちの中から出てまち外れまで行って、結果としてはそこに行って自分の住んでいるまちはどっちの方向でしょうと聞いたものです

から、それとあわせて郵便配達職員がその方を見かけて連絡をくれたので、そこに迎えに行って自宅に戻したのですけれども、実は家族がそばにいないのです。別のまちに住んでいまして、行方不明になり、捜索の届け出をすると連絡をとったときに家族からでないと受け付けられないということで、その家族を電話番号で捜すのに時間もかかって、結果的には家族に連絡がついたときにはもう本人が捜して戻りましたから、無事におさまったのですけれども、この届け出の問題で、地域の人たちがその人をそこで支えるために、見守っている人がいなくなって捜してもらいたいという届けをしたときに受け付けてもらえない状況があったので、この辺のところは警察に言わせても、市に言わせてもご家族が確認をした中でご家族のご了解を得なければということであつたら、地域では責任を持ってそういう人たちと一緒に地域で生活するという状況に不安がありますので、それはこのようになっていましてというのであればお話を聞きたいけれども、それがもしないのであれば今後の課題としてどうするのか検討していただきたい。

以上です。

○（長尾主幹） まず、合田委員からの行方不明になって向かう場所の特徴はというところですが、それぞれの方についてどうだったのかというところでケアマネジャーや地域包括支援センターからいろいろな状況をお聞きしている中では、やはり今住んでいるうちが長年住んでいても自分の実家に戻るという感覚で向かうという場合もありますし、どこかなじみのところに行こうとしたりだとか、向かう方向はそれぞれさまざまです。あと、ご家族と会話していた中でその地名が出たことで翌日ふっと歩いていったとか、本当は病院に来ていて家に戻ろうと思ったけれども、戻れなくなってしまったとか、1例1例一応確認をして本当に人それぞれさまざまということを把握しております。ただ、繰り返す方などにつきましては、やはり特徴だとか、向かう方面

というのを地図に落とすなどして早目に対応できるようにしております。

それと、2点目の徘徊高齢者位置検索サービスの利用ですが、こちらにつきましてはまず市に申請を上げていただきまして、そこから手続が開始になります。市が最初の利用料の部分を助成しまして、月々の部分はご本人の負担という形になります。加入料の5,250円を市が負担いたします。あと、消耗品とバッテリー等はご家族、ご本人の負担、基本料金が525円ということで、申請が上がりましたらその事業者がご家族と一緒に契約や手続、使い方などの説明という手はずになっております。

次に、仁部委員からのご意見というところで、まさにお一人暮らしの認知症の方が本当にふえておりますので、今後もやはり警察などと協議しながら、搜索願の受け付け等もこういう実情があるということをお伝え、検討してまいりたいと思います。ご意見ありがとうございます。

○(浦西委員) 意見になるのですが、最初の知的障がい者の実態調査、対象者125人ということで、先ほど熊谷委員のご質問に対して答弁がありましたけれども、125名の対象者の方の生活実態、例えば同居者の人数が一体何人いるのか、特に複数いればそう大きな心配はないと思うのですが、例えば保護者の方と2人世帯だとかといった事例中にはきっとあると思うのです。そういったときの年齢的な問題だとか、先ほど熊谷委員が言っていましたけれども、そういうことを考えると、これはやはり何かあったときに継続的にきちんと声をかけてもらえるような体制づくりというものが必要になると思うのです。

それで、今後の方針で継続的な見守り、安否確認などのあり方は関係機関と連携をとりつつ協議していくこととしますということで、非常にあいまいなのです。このようなことであると、市の行政の中だけで処理しようという、ともすればそうなるのではないかと危惧するところで、障がい者団体にそうい

う対象者の方が入っているかどうかわかりませんが、連携していく中でどういう取り組みができるのか、そういったことをきちんと話し合っていくというのはやはり行政としてやっていかなければいけないと思うので、そのところをしっかりとやってほしいと思うのですが、ご意見を聞かせてもらいたいと思うのです。

○(大栄課長) 浦西委員からのご意見、もともとだと思っております。内部でも書き方としてどう書くかという部分もありましたけれども、この125人以外にも当然存在している、あるいは全体の中で高齢者と知的障がい者の方がいるということも事実私どもも把握しておりますので、その分を含めながらいろいろな方面と接触しながら何ができるのか、どこまで踏み込めるのか、そこも含めて今民生委員が一番地域に根差しているということなのですけれども、当然町内会、その他いろいろな形の中で協力していただく、ただ障がいのある方のご家族が拒否されるという部分も当然出てきますので、そこら辺も含めて慎重になりながら、ほかの団体等も含めて協議して見守っていく方向で考えております。

以上です。

○(桜田委員長) ほかにご質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○(桜田委員長) なければ、以上で保健福祉部からの報告を了します。

暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時18分 再開

○(桜田委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で本日の委員会を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後 2時18分 閉議
